

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
-----	-----------------

1. 基本情報

事業名称	乳がん検診費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	健康増進法 第19条の2 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針	
事業開始年月日	昭和58年4月1日	
最終改正年月日	平成31年4月1日（登録制を廃止）	
事業目的 (実現・達成したいこと)	乳がんを早期に発見し適切な治療につなぎ、がん死亡率の減少を目的としている	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<p>対象年齢の市民に乳がん検診を実施 対象： 30歳以上（偶数年齢・隔年）の女性 実施方法： 30歳代は超音波検査 40歳以上はマンモグラフィ</p> <p>【市業務】 ・対象の市民へ個別通知（受診券） ・市から受診者へ結果通知（マンモグラフィのみ） ・検診結果の管理 ・各医療機関への委託料の支払い ・医師会への二次読影料の支払い</p> <p>【医師会業務】 ・医師会による二次読影（マンモグラフィのみ） ・各医療機関からの検診票（請求）の取りまとめ</p> <p>【医療機関業務】 ・乳がん検診実施 ・検診結果の説明 ・精密検査の受診勧奨</p>	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	乳がんは、女性のがんの中で最も罹患の多いがんで、死亡の原因の上位であることから、死亡率を減少させるために、健康増進法第19条の2に基づき乳がん検診を実施。また、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき40歳以上にマンモグラフィを実施し、県ガイドラインを参考に30歳代に超音波検査を実施している。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和58年度	市単独事業として40歳以上の女性に対して集団検診
	昭和62年度	老人保健法の保健事業第2次5カ年計画（昭和62～昭和66年度）の中で、新たに30歳以上の者を対象に乳がん検診を導入
	昭和63年度	精密検査事業を開始
	平成2年度	老人保健法に基づき、対象年齢を「40歳以上」から「30歳以上」に引き下げて実施
	平成4年度	乳房X線装置導入により、一次検診項目にエックス線検診を加えるとともに、検診方法を、市の検診を初めて受診する者は集団で、受診経験のある者は個別方式に変更し実施
	平成14年度	がん検診を有料化（1件500円）
	平成15年度	精密検査費用の補助を廃止
	平成16年度	40歳以上で偶数年齢の女性に対し、マンモグラフィを導入
	平成20年度	40歳以上乳がん検診は健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけ30歳代は市単独事業として継続 初回受診時の集団方式廃止
	平成21年度	国の補助事業「女性特有のがん検診推進事業」として、41・46・51・56・61歳に無料クーポン券送付（平成25年度まで実施）
	平成26年度	国の補助事業「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」として、年度内に41歳となる者に加え、平成21年度から平成24年度に無料クーポン券を送付した者のうち、これまで市の乳がん検診を受けたことが無い者に無料クーポン券を送付。また、同期間にクーポン券を送付した者のうち、個別申込により受診券を発行可能な者に対し個別勧奨通知（往復はがき）を送付
	平成27年度	国の補助事業「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」として、年度内に43歳、48歳、53歳、58歳になる者で過去5年間未受診の者へ無料クーポン券を送付。「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、年度内に41歳になる者で前年度に未受診の者へ無料クーポンと検診手帳を送付し、年度内に46歳、51歳、56歳、61歳になる者で過去5年間未受診の者へ無料クーポンを送付。
	平成28年度	国の補助事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、年度内に41歳になる者で前年度に未受診の者へ無料クーポンと検診手帳を送付し、年度内に46歳、51歳、56歳、61歳になる者で過去5年間未受診の者へ無料クーポンを送付。
	平成29年度	平成28年の指針改定により、視触診を廃止。以下のとおり、変更 30歳代：毎年、視触診を実施⇒隔年で超音波検査 40歳以上：隔年、視触診とマンモグラフィ⇒隔年でマンモグラフィ 受診券の発送時期を誕生日毎の年10回発送から、年6回発送に変更。 国の補助事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、年度内に41歳になる者で前年度に未受診の者へ無料クーポンと検診手帳を送付。（29年度～現在）
	令和元年度	登録制廃止し、対象者全員に受診券送付。30歳偶数年齢：超音波検査、40歳偶数年齢：マンモグラフィ
	【結果通知について】	集団検診時代は市発送。個別検診になってからもマンモグラフィの結果については、医師会での二次読影を終了後、市で検診票のダブルチェックをしてから結果通知を送付している。
	【二次読影について】	個別検診になってからは、市医師会所属の医師が行っている

事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	30歳代 (偶数年齢・隔年)	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回に分けて受診券発送 ・乳がん検診 (問診・超音波検査) 受診者自己負担額500円 【無料要件】 ・生活保護世帯・児童扶養手当受給者・後期高齢者医療制度加入者
	40歳以上 (偶数年齢・隔年)	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回に分けて受診券発送 ・乳がん検診 (問診・マンモグラフィ (2方向)) 受診者自己負担額500円 【検診無料要件】 ・70歳以上・生活保護世帯・児童扶養手当受給者・後期高齢者医療制度加入者
	41歳 (40歳の年度に未受診)	<ul style="list-style-type: none"> 【国の補助事業】 ・例年7月末に左記対象者に無料クーポンと手帳を送付 乳がん検診 (問診・マンモグラフィ (2方向)) 受診者自己負担額0円

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	218,895	227,749	231,845	211,126
	うち一般財源	218,752	227,324	231,609	210,914
	決算(見込)額	254,042	210,869	256,987	235,085
対象者数・ 交付件数など	超音波検診対象者	19,380	19,251	18,747	18,756
	超音波検診受診者	5,194	4,497	5,525	4,709
	マンモグラフィ対象者	98,190	98,519	99,910	101,356
	マンモグラフィ受診者	21,568	17,176	21,404	19,564

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	地方交付税交付金
国・県補助	あり	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月～6月、月の中では半月が繁忙				
業務頻度 (年1回・月1回など)	・受診券発行 (年6回) ・乳がん検診結果通知発送業務 (週3日) ・検診票チェック (月半分) ・検診委託料支払い (月1回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	1.4人工		
	従事者数	3人	3人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
事業名称	乳がん検診費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 結果通知まで時間を要する	・二次読影を必要とする検診はマンモグラフィ検診、肺がん検診、胃がん検診がある。その中で、肺がん検診、胃がん検診は一次読影の段階で、ある程度所見等は受診者に説明できるが、マンモグラフィは市医師会による二次読影後の総合判定を経てからではないと結果を説明することができない。そのため、受診者へ結果を通知するまで1か月半～2か月程度時間を要する。	・受診者への通知をできる限り早く処理するため、事務の効率化を図るとともに、検診から結果通知までの体制について市医師会と協議を重ねていく。
2 結果通知の運用が他の検診と異なる	・マンモグラフィのみ市から結果を通知しており、他の検診と運用が異なる。しかし、現在の乳がん検診の体制上、市からの結果通知を廃止することは困難。	
3 受診数の増加による業務負担の増加	・令和元年度に登録制を廃止した以降、受診数が年間約2,000件増加しており、通知作成の業務負担が多く生じている。	・コロナ禍による受診控えが少なくなることで、今後はさらに受診者数が増加すると考えられることから、通知作成を含め安定したチェック体制を維持するための職員の体制を検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 結果通知まで時間を要する	—	—
2 結果通知の運用が他の検診と異なる	—	—
3 受診数の増加による業務負担の増加	—	—